変更公告

公　告　第　４４　号
令 和 ８年　１０月２３日

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第４０４会計隊長　野田　勝美

一般競争入札の執行について、下記のとおり変更事項について公告する。

記

公告年月日：令和８年１０月１６日
公 告 番 号：第４３号
件　　名：使用済自動車（装輪車両）の売払い（仕様書及び内訳書のとおり）
変 更 事 項：次の通り変更する。
（変更前）
２　競争参加資格者
（７）　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）（以下「自動車リサイクル法」という。）第４２条第１項に規定する引取業者の資格、同法第５３条第１項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第６０条第１項に規定する解体業者の資格及び同法第６７条第１項に規定する破砕業者の資格の４資格を有し、かつ自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体（以下「受託共同事業体」という。）に所属する自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する解体業者又は破砕業者（以下「全部再資源化事業者」という。）であって、自らが受託共同事業体に所属する事業者であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、契約担当官等の承認を受けた者。また、自動車リサイクル法第３１条第１項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去３年間に１００台以上の自動車を処分した実績があり、公告日から最近１００台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者。なお、一連の書類の提出期限は**令和８年１０月３０日１２時００分まで**とする。あわせて資格審査結果通知書(写)についても上記の期日までに提出すること。
（８）　官側は、受託共同事業体を構成する事業者の中に、過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売払い等に係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態で

ある者（以下「未提出者」という。）がいないかを確認した上で承認する。

（９）　官側は、受託共同事業体を構成する事業者に未提出者がいる受託共同事業体を構成する事業者に未提出者がいる場合は入札参加を承認しない。ただし、入札参加者が期限までに受託共同事業体を構成する事業者の一覧を再提出し、その中に未提出者がいないことを確認した場合は、契約担当官等は入札参加を承認する。

（１０）　当該自動車の輸送を除き、再委託は一切認めない。自動車の輸送を再委託する場合は、入札時までに入札及び契約心得に従い、入札及び契約心得（駐屯地用）別紙様式第１６－１「再委託承認申請（届出）書」（以下「再委託承認申請書」という。）を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。なお、再委託に関する書類の提出期限は**令和８年１０月３０日１２時００分まで**とする。再委託承認申請書には中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、官側は再委託承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。再委託に対する電話等による確認は**令和８年１１月４日１７時００分まで**とする。

(変更後)

（７）　自動車リサイクル法に示す４つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）を有するもの又は引取業の資格を有し他の３業種を他業者に再委託する場合は、入札時までに再委託承認申請書及び中小受託事業者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた者。なお、一連の書類の提出期限は**令和８年１０月３０日１２時００分まで**とする。あわせて資格審査結果通知書(写)についても上記の期日までに提出すること。

（８）　未提出者は参加させない。また、入札参加希望者は事前に契約担当官に連絡すること。

（９）　中小受託事業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。

（１０）　再委託する場合は、入札時までに入札及び契約心得に従い、入札及び契約心得（駐屯地用）別紙様式第１６－１「再委託承認申請（届出）書」（以下「再委託承認申請書」という。）を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。なお、再委託に関する書類の提出期限は**令和８年１０月３０日１２時００分まで**とする。再委託承認申請書には中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、官側は再委託承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。再委託に対する電話等による確認は**令和８年１１月４日１７時００分まで**とする。

変更事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊別府駐屯地　第４０４会計隊　契約班　担当　永松

TEL　０９７７―２２―４３１１（内線３４８）

FAX　０９７７―２３―３４３３